

令和6年度 小中学校

初任者指導教員候補者名簿に登録しませんか

奈良県教育委員会

○ 初任者指導教員の役割

奈良県内公立小中学校で採用された初任者等の経験の浅い教員に対して、授業、学級経営、生徒指導等についての基本的なスキルについてアドバイスし、教員としての資質を向上させることを目的とします。基本的には学級担任や教科授業、部活動、分掌事務等の校務については職務とせず、初任者等の実務指導に専念して勤務していただきます。

○ 任用形態

ア 任用：週5日（1日7時間45分×週5日・フルタイム勤務）

イ 任用：週3日（1日7時間45分×週3日・短時間勤務）

ウ 任用：週1日～週2日（非常勤・7時間×週の日数×30週）

○ 初任者指導教員候補者名簿に登録できる方

奈良県内の公立小中学校に勤務し、次の①～③のいずれかに該当する方。

① 管理監督職勤務上限年齢に達し、降任予定の管理職（校長）経験者。〔任用形態アのみ選択可〕

② 令和5年度末で退職予定の管理職（校長）経験者。〔任用形態イ・ウを選択可〕

③ 令和4年度末までに管理職（校長）として退職された方のうち、今年度末の年齢が61歳～63歳までの方。〔任用形態ア～ウを選択可〕

○ 給与

給与は、任用形態や一週間あたりの勤務時間等に応じた額となります。

※交通費は支給されます。

○ 勤務地

原則、自宅通勤可能な範囲内とし、初任者のいる複数の学校へ勤務していただくことがあります。

○ 任用方法

名簿に登載された方の中から任用します。校種や条件に合う人材を選びますので、必ずしも登録者全てを任用するとは限りません。また、前年度の任用が優先されるわけではありません。

○ 任用の決定について

任用の決定は、3月中旬になります。

なお、「令和6年度の勤務に関する意向確認について」及び「令和6年度の暫定再任用の更新希望について」の調査対象者で、第2希望以降で初任者指導教員以外の暫定再任用・定年前再任用の勤務を希望した方への暫定再任用・定年前再任用通知は、初任者指導教員の決定後（3月中旬以降）になります。

○ 登録について

- ・この名簿に登録していても、フルタイム勤務でなければ他の講師としてお勤めいただくことができます。また、教職員課から提示した条件が合わなければ、辞退していただくことも可能です。
- ・この名簿に登録する期間は1年間です。毎年度、登録をお願いします。
- ・初任者指導教員候補者名簿登録用紙にご記入の上、奈良県教育委員会事務局教職員課へFAX又は郵送にて御提出下さい。提出期限は、令和5年12月22日（金）必着とします。
- ・登録後、他での任用が決まったときは、速やかに下記連絡先へ御連絡ください。

○ その他

- ・任用決定後、健康診断書の写しの提出をお願いする場合があります。

<連絡先・書類提出先>

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

奈良県教育委員会事務局教職員課定数管理係

TEL 0742-27-9852 FAX 0742-24-7256